

社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会(以下「協議会」という)定款第17条に定める会員について規定する。

(会 員)

第2条 会員とは本会の趣旨に賛同して入会した者とし、次のように区分する。

- (1) 一般会員
- (2) 特別会員 (役職員、町議会議員、民生児童委員、学識経験者及びその他の個人)
- (3) 賛助会員 (社会福祉関係機関、施設、篤志家、会社、団体等)

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2、会費は、年額とし、次の区分による。

- (1) 一般会員 年額 500円
- (2) 特別会員 年額 1,000円
- (3) 賛助会員 年額 1,500円以上

(会費の納入)

第4条 会費は一括納入とし、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

2、すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(会費の減免)

第5条 協議会長は、会員に特別の理由があると認めたときは、会費の減免をすることができる。

(補 則)

第6条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、協議会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

平成27年7月21日一部改正